

ガス小売供給約款

(特定業務用契約用)

平成29年4月1日実施

鷺宮ガス株式会社

1. 目的

この約款は、負荷調整を推進しつつ、合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 約款の届出および変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の約款によるものとします。

3. 用語の定義

この約款およびこの約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」およびガス小売供給約款（一般用）に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。なお、この約款においては、取付メーター号数の合計をもって「契約最大時間流量」に相当するものといたします。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示します。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この約款においては8パーセントといたします。

(10) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約に係る取付メーター号数の合計が、6号以上65号以下であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大時間流量の400倍（小数点以下切り捨て）以上または契約年間負荷率が60パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が830立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先だって緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たにこの約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
 - ①契約最大時間流量
 - ②契約年間使用量
 - ③契約年間引取量
 - ④契約月平均使用量
 - ⑤契約月別使用量
- (3) お客さまが、この約款にもとづく契約をご選択いただいた場合、同一需要場所においてガス小売供給約款（一般用）にもとづくガスの契約を締結できません。
- (4) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の早収料金または遅収料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

(2) (1)の「検針日」とは、当社があらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

①検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。

②定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いがガス小売供給約款（一般用）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、別表により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

(4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(5) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は7(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は7(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金 + 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金 - 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

86,220円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表1(4)に定められた各3か月間における、貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が137,950円以上となった場合は、137,950円といたします。

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= (\text{トンあたりLNG平均価格}) \times 0.9550 \\ &+ (\text{トンあたりLPG平均価格}) \times 0.0457 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の精算額

この約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達または超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。ただし、次の9(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 最大時間流量倍率未達精算額

お客様の契約期間における実績使用量(以下「実績年間使用量」といいます。)が、

契約最大時間流量の400倍未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{契約最大時間流量} \\ \text{の 400 倍に相当す} \\ \text{る年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第 3 位を四捨五入} \\ \text{した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス小売供給約款（一般用）を適用して算定した料金総額を超えない範囲で算定するものといたします。

（2）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（契約期間における1か月あたり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量）×100をいいます。〕が60パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{負荷率 60\%に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第 3 位を四捨五入} \\ \text{した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス小売供給約款（一般用）の規定にもとづき算定した料金総額を超えない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率60パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.60を乗じ、その量を1.2倍したものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right]$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)もしくは2(3)によりこの約款が変更された場合は、双方協議してこの約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反が合った場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社はこの約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (4) この約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款(一般用)にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 2. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

(1) 当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、1 2 (2) または (3) の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。

① 1 1 (1) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合

② 1 1 (2) の規定による解約の場合

(2) 新たにこの約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定する契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の約款にもとづく契約を締結する場合には、1 2 (3) の規定によるものといたします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{c} 1 \text{ か月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 新たにこの約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合または新たに他の約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{c} \text{前契約の 1 か月} \\ \text{あたりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の 1 か} \\ \text{月あたりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の属する} \\ \text{月の翌月から前} \\ \text{契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

1 3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後 1 年未満の契約期間中において、お客さまがこの約款にもとづく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の延長または入取替工事に係わる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1 4. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9 の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{array}{r} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの}}{\text{平均調整量}} \\ \text{契約最大時間流量}$$

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調

整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	21,600円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	111.89円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。